

平成 2 9 年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

[個人所得課税に関する資料]

2 控除制度の見直し（税額控除・給付付き税額控除）

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

「2 控除制度の見直し（税額控除・給付付き税額控除）」 目次

資 料 名	頁
個人所得課税改革の方向性	1
平成29年度税制改正大綱（個人所得課税改革部分抜粋）	2
所得控除方式に代わる諸外国の制度（例）	3
所得課税（比例税率）における負担調整制度の効果（イメージ）	4
個人所得課税改革における個人住民税についての留意点	5
所得税又は個人住民税の「総所得金額」や「税額」等を基準に用いている主な制度	6
平成28年度東京都税制調査会答申（税額控除・給付付き税額控除に関する部分抜粋）	7
給付付き税額控除の概要	8
給付付き税額控除の類型	9
給付付き税額控除の国際比較①②	10
「給付付き税額控除」の制度設計における具体的な論点	12
マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等	13
主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	14
平成26年度東京都税制調査会答申（マイナンバー制度に関する部分抜粋）	15

「2 控除制度の見直し（税額控除・給付付き税額控除）」 目次

資料名	頁
参考資料	
個人住民税と所得税の概要	17
個人住民税（所得割）、所得税の税率構造	18
所得控除の概要	19
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成29年度税制改正）	20
マイナンバー制度の概要	21
マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)	22

個人所得課税改革の方向性

(「日本の税をどう見直すか」(日本経済新聞出版社)における個人所得課税改革(案)などによる。)

日本の
個人所得課税
の課題

- ①所得控除が大きく、低中所得者のみならず高所得者の税負担も大幅に軽減されている
…所得控除制度の複雑化、所得税の財源調達機能・所得再分配機能の低下
- ②ほとんどの世帯において、社会保険料の負担が所得税に比べて大きい
…社会保険料の逆進性、特に低所得者や若年層で社会保険料負担が重い
- ③年金世帯の税と社会保険料負担は、勤労世帯よりはるかに低い
…公的年金保険料負担がないうえ、手厚い公的年金等控除により年金所得への課税が軽減



所得再分配機能の強化

低所得者や若年層の
社会保険料負担の軽減

公平な税・保険料負担
による格差是正

の観点から
個人所得課税改革
を実施

<方向性>

○所得控除の整理合理化

- ・基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の廃止、縮減又は再編
→課税ベース拡大
- ・公的年金等控除の廃止又は縮減
- ・政策手段としての所得控除(生命保険料控除等)の整理

○税と社会保険料負担を合わせた負担調整のしくみの構築

- <所得税と社会保険料負担を一体的にとらえ調整>
- ・新たな税額控除制度の構築
…所得控除制度の整理合理化による増収額を、所得税の税額控除に充当 → 税収中立
- ・給付付税額控除の導入
…所得税と社会保険料の合計額を上限として所得税を還付
→ 社会保険料負担を軽減

注 「日本の税をどう見直すか」(日本経済新聞出版社)、「日本の所得税改革—経済、財政と社会保障の現状を踏まえた提言—」(フィナンシャル・レビュー平成28年第2号(通巻127号)2016年10月、財務省財務総合政策研究所)等より作成。

平成29年度税制改正大綱（個人所得課税改革部分抜粋）

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいため、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

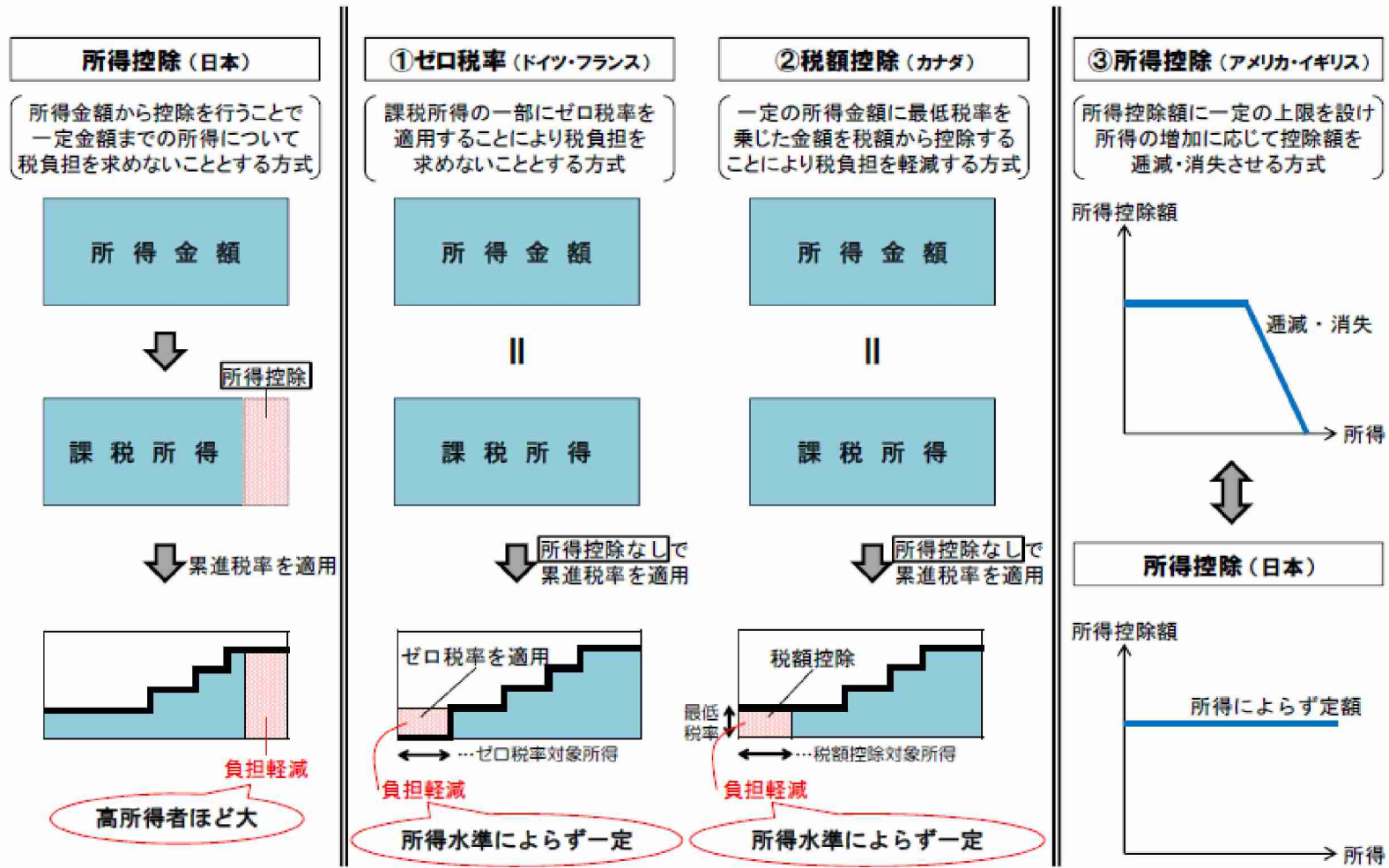
雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

注 総務省資料より抜粋。

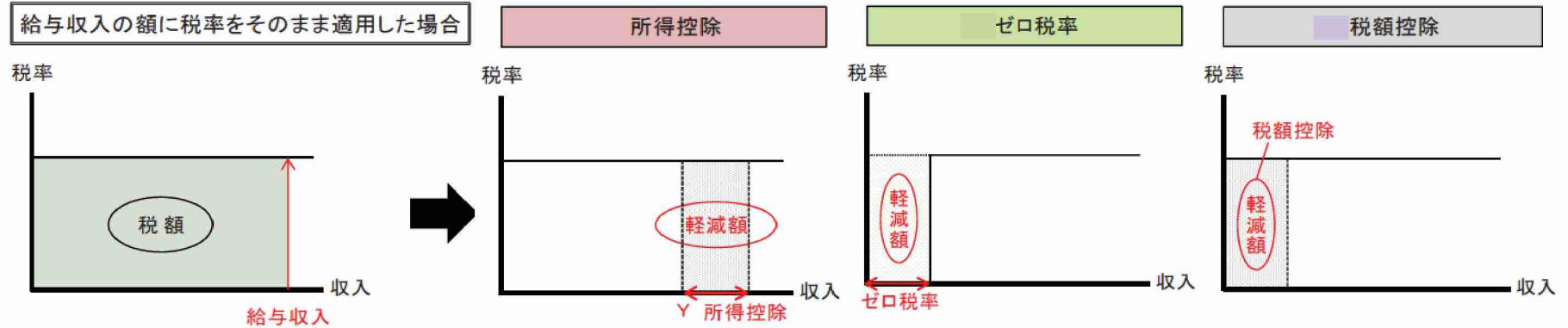
所得控除方式に代わる諸外国の制度（例）



注 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」（平成28年11月14日）（政府税制調査会）参考資料より抜粋。

所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、②ゼロ税率、③税額控除については、いずれも同じ効果となる。

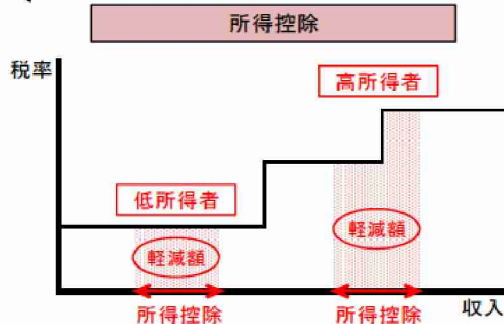


【参考：所得税（累進税率）における控除方式の見直しに係る考え方】

税負担能力に対する斟酌や政策上の配慮を行うための方式

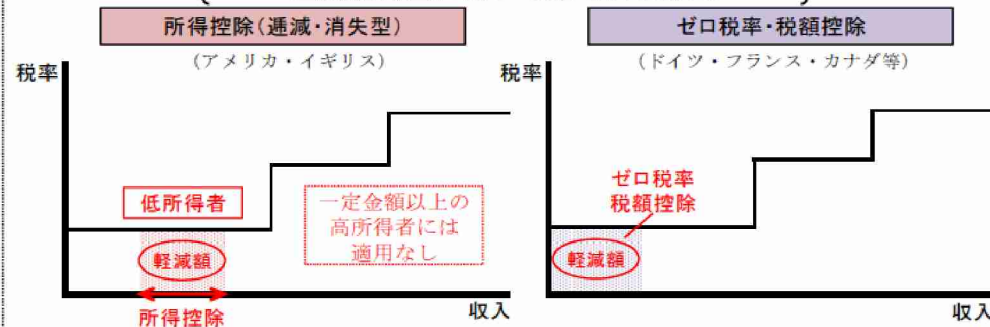
- 今後、所得控除方式を採っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格等も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方も含めて幅広く検討していく必要。

現在の我が国の方式



- 限界税率が高い高額所得者ほど軽減税額が大きく、所得再分配機能をも高める観点からこれに代わる制度のあり方も検討する必要。

主要諸外国において見られる方式



- 我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能。

注 政府税制調査会資料（平成29年1月27日）、総務省説明資料（平成28年2月19日）より抜粋し作成。

個人所得課税改革における個人住民税についての留意点

(「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成27年11月、政府税制調査会))

●地域の公的社会サービスを支える個人所得課税(個人住民税)のあり方

人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下
→ 地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠

○**個人住民税は地域社会の会費的性格**(地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格)を有する
→ ・均等割の存在
・所得割(比例税率)における低めの課税最低限の設定

○社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**

○個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、**地方公共団体の財源の適切な確保という観点**が極めて重要
・個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
・マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しない**ことも重要
○広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かない**ように留意

○個人住民税制度における基準等の見直しを検討するにあたっては、マイナンバー制度の導入により所得把握の精度向上が見込まれることも踏まえつつ、**社会保障制度との整合性**も念頭に置いた対応が必要

注 総務省説明資料(平成28年9月15日政府税制調査会)より作成。

所得税又は個人住民税の「総所得金額」や「税額」等を基準に用いている主な制度

- 所得税又は個人住民税の「総所得金額」や「税額」等は、例えば、社会保障分野や文教分野の制度において、保険料の算定等の基準として用いられており、個人所得課税のあり方を検討する際には、こうした制度への影響も考慮する必要。

制 度	基準として用いられているもの
・ 児童手当 (支給要件)	市町村民税に係る総所得金額等 (所要の調整あり)
・ 国民年金保険料 (申請免除基準の判定)	市町村民税に係る総所得金額等 (所要の調整あり)
・ 国民健康保険料 (保険料の算定)	市町村民税に係る総所得金額等 (所要の調整あり)
・ 国民健康保険の自己負担額 (自己負担額の算定)	市町村民税に係る課税総所得金額等 (所要の調整あり)
・ 職業転換給付金 (対象者の限定)	所得税額 (所要の調整あり)
・ 高等学校等就学支援金 (受給資格及び支給額加算の判定)	市町村民税額 (所得割)
・ 保育所保育料 (保育料の算定)	市町村民税額 (所得割)

注 政府税制調査会資料（平成28年9月15日）より抜粋。

平成28年度東京都税制調査会答申(税額控除・給付付き税額控除に関する部分抜粋)

II 税制改革の方向性

2 地方消費税

(4) その他の諸課題

(低所得者への配慮と所得に対する逆進性の緩和)

- ・ 税率引上げによる低所得者の税負担を軽減し、所得に対する逆進性を緩和するには、給付付き税額控除の導入も一つの選択肢である。給付付き税額控除は、控除額を税額から差し引くことで低所得者ほど軽減効果が大きくなるようにするとともに、税額を超える控除も認めて、その差額を支給することで課税対象外の者等にも控除の効果を及ぼすものである。カナダでは、付加価値税負担の軽減を目的とした消費税額控除が導入されている。
- ・ 給付付き税額控除に関しては、逆進性の緩和のみならず、労働へのインセンティブが的確に働き、子育て支援等にも効果的な制度のあり方が望まれる。また、不正受給等の問題点が指摘されていることから、所得把握の正確性を高める番号制度の利用や社会保障制度のあり方と併せた総合的な制度設計も含めて、将来的に改めて検討を行っていくべきである。

4 個人所得課税

(4) 今後の個人所得課税のあり方

(控除制度の再編)

- ・ 所得課税においては、高所得者ほど控除額が大きくなる現行の所得控除を再編するとともに税額控除を積極的に導入するべきである。
- ・ 一体改革関連法では、「年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。」とされた。世代間格差と高齢者の世代内格差を踏まえ、公的年金等控除をはじめとする年金課税のあり方について、今後、検討する必要がある。
- ・ また、遺族年金については、所得税及び個人住民税が非課税とされていることから、特に高齢者間で不公平が生じている場合があるため、高齢の遺族年金の支給対象者に対する課税の取扱いを検討するべきではないかとの意見があった。
- ・ そのほか、現在ある所得控除については、時代の変化に応じて必要性の見直しを行うべきであり、例えば長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るために設けられた制度である生命保険料控除については、地方税である個人住民税に適用する必要性について以前から疑問視する意見があった。

(給付付き税額控除の検討)

- ・ 前述したように、所得課税においては、税額控除を積極的に導入するべきであると提言したところであるが、それに加えて、「Ⅱ-2-(4)」で述べた給付付き税額控除の導入も一つの方策である。所得控除の適用額に満たない所得の者にとっては、控除制度の効果を活用し切れない場合がある。しかし、税額控除の残余分が生じた場合に同額を給付する給付付き税額控除は、低所得者ほど軽減効果が大きくなり、課税対象外の者にも控除の効果が及ぶ。
- ・ 「Ⅱ-2-(4)」で述べたように、カナダでは、付加価値税負担の軽減を目的とした消費税額控除が導入されている。また、ニュージーランドにおいては、18歳以下の子どもがいる世帯の日々の生計費を補助することを目的とした家族税額控除や勤労税額控除がある。同国のいずれの税額控除も世帯収入に応じた減額措置があり、減額後の年間支給額と所得税額を相殺し、その残額を給付する仕組みとなっている。イギリスにおいては、児童を有する低所得世帯の負担軽減を目的とした児童税額控除と低所得者への就労インセンティブ付与を目的とした就労税額控除が存在する。同国のいずれの税額控除も世帯収入に応じて受益額が逡減するが、所得税額との相殺はなく、受益額が全額給付される点でニュージーランドとは異なっている。
- ・ こうした諸外国の例を参考に、今後の導入の是非について、税制の簡素化という視点にも留意しつつ、検討を行っていくべきである。

給付付き税額控除の概要

給付付き税額控除とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度。

○所得控除と税額控除の違い

- ・ 所得控除…税率を乗じる前の所得から控除。
累進税率の下では、高所得者ほど税の軽減額が大きくなる。
- ・ 税額控除…税率を乗じた後の算出税額から控除。
高所得者と低所得者で同額の税額を軽減できる。

どちらも納付税額が減ることでは変わりがないが、垂直的公平性や課税ベースの広さの観点からは、税額控除が望ましいとされる。

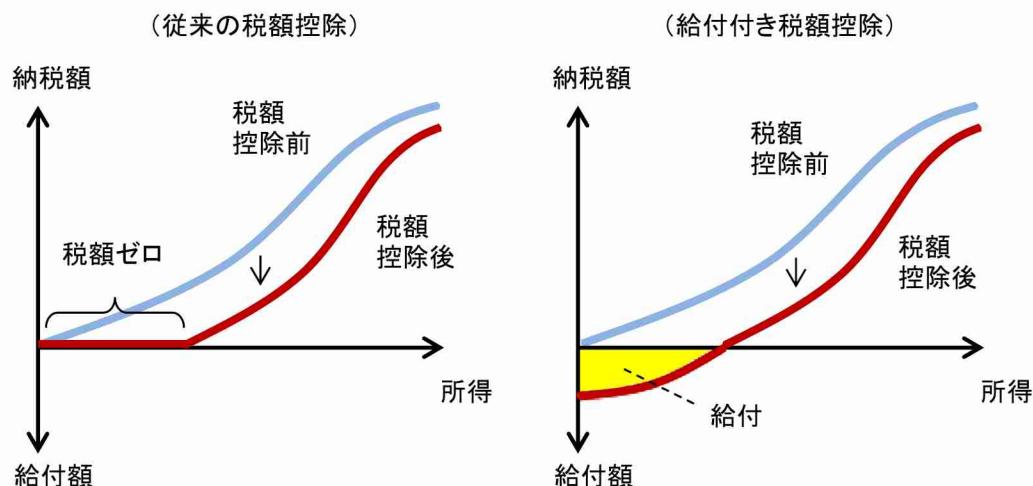
○給付付き税額控除の特徴

課税最低限以下の者や十分な納税額がない者に対しては「給付」を行うものであり、低所得者層に対する社会保障給付と税額控除が一体化した仕組み。

【個人所得課税の計算フロー】



【従来の税額控除と給付付き税額控除のイメージ】



注 「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日)、「給付付き税額控除に関する調査報告書」(東京都主税局委託調査)(平成23年9月)より作成。

給付付き税額控除の類型

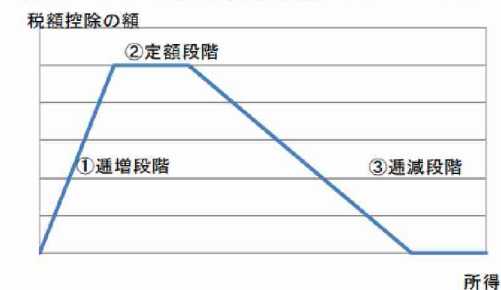
諸外国においては、既存の社会保障制度における問題点を解決するための一方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存の制度との関係を整理した上、それらを補完、あるいは改組する形で「給付付き税額控除」が導入・拡充されている

1 「勤労税額控除」

勤労所得のある世帯に対して、主として低所得者の勤労意欲の促進を目的として、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除しきれない場合には給付するもの

…アメリカやイギリスにおいては、低所得者に対して定額の社会保障給付が行われていたため、働けるのに働かないという問題が生じていたところ、勤労を前提に、所得に応じた給付を行う「就労税額控除」（いわば賃金率の嵩上げ）を導入し、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っている

【アメリカの勤労税額控除のイメージ】

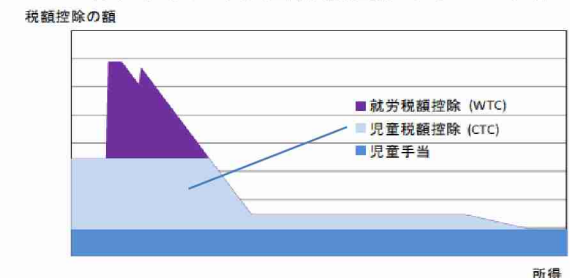


2 「児童税額控除」

母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に、子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると遡減されるもの

…イギリスやカナダにおいては、育児支援策が複数の制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、「児童税額控除」が導入された

【イギリスの児童税額控除のイメージ】

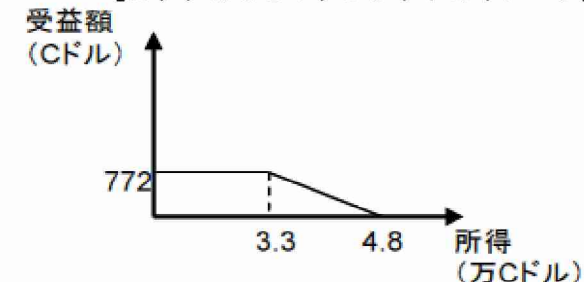


3 「消費税逆進性対策税額控除」

消費税が持つとされる逆進的な性質を緩和するためのしくみ

…カナダにおいては、GST（付加価値税）導入と同時に、GSTの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点からGSTクレジットが導入された

【カナダのGSTクレジットのイメージ】



注 政府税制調査会第13回専門家委員会資料（平成24年5月28日）及び「諸外国の給付付き税額控除の概要」（鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 678、2010年4月22日）より作成。

「給付付き税額控除」の国際比較①

(2015年1月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	勤労税額控除 (Working Tax Credit)	児童税額控除 (Child Tax Credit)	児童手当 (Kindergeld)	雇用のための手当 (Prime Pour l'Emploi)
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)		全額給付 (税額から控除せず)	税額から控除 (控除しきれない額を給付)
導入の目的	○低所得者に対する社会 保障税の負担軽減 ○就労・勤労意欲の向 上	子供を養育する家庭 (特に中所得世帯)の負 担軽減	○低所得者に対する支 援 ○就労・勤労意欲の向 上	子供の貧困対策とし て、子供を養育する低 所得世帯の支援	最低限必要な生計費の 保障	雇用の創出・継続の支 援
対象者 (適用要件)	低所得勤労者(投資所 得等が3,400ドル(39.4 万円)を超える者は対 象外)	17歳未満の子供を養育 する中所得者	○16歳以上で、週16時 間以上就労し、子供を 養育する者 ○25歳以上で、週30時 間以上就労している 者等	原則16歳未満の子供を 養育する者	原則18歳未満の子供又 は25歳未満の学生等を 養育する者	低所得勤労者(富裕税 が課される者(資産から 課税対象資産に係る債 務を除いた額が130万 ユーロ(1.9億円)超の 者)については対象外)
社会保障制度 等との関係	児童を養育する家庭 や、高齢者・障害者 に対する社会保障制度 (公的扶助)は存在して いたものの、包括的な 扶助制度が存在しな かったことから、勤労を 前提とした勤労所得税 額控除を導入	児童手当制度(全額給 付)はない	既存の家族手当(公的 扶助)を廃止し、勤労世 帯税額控除(勤労税額 控除の前身)を1999年 に導入 勤労税額控除、児童税額控除に加え、複数の給 付措置が混在することによる不効率が生じてい たため、これらを2017年までに統合給付に一 本化する予定	子育て支援策が複数の 社会保障制度(公的扶 助)にまたがっており、 行政コストの増大を招 いていたことから、これ らを整理し、児童税額 控除を2003年に導入	児童手当(家族金庫か らの給付)について先に 全額給付が行われた上 で、児童控除(所得控 除)の適用の方が有利 となる納税者は、税額 の計算において児童控 除を適用するとともに、 児童手当は全額返還	○積極的連帯手当(公 的扶助)との併給調整 規定を2009年に導入 ○積極的連帯手当と雇 用のための手当が併 存していることが不効 率であったことから、 両手当(積極的連帯 手当の基礎的な給付 部分を除く)に代えて、 2016年に活動手当 (給付措置)を導入 予定
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁		家族金庫が支給し、後 に州の税務署が児童控 除と清算	公共財政総局
納税者番号	社会保障番号		国民保険番号		税務識別番号	なし

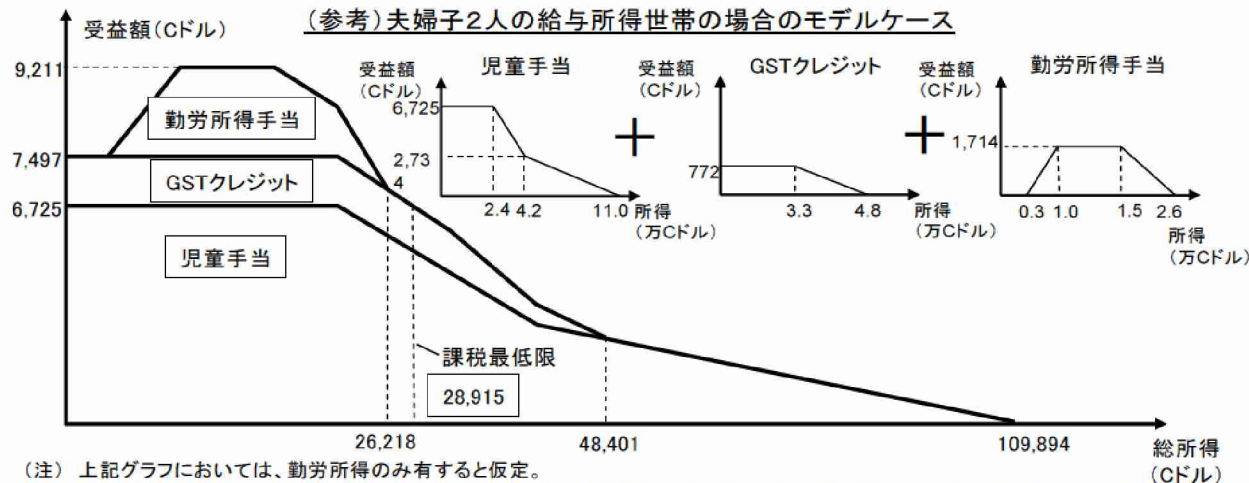
(備考) 邦貨換算レート: 1ドル=116円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

注 政府税制調査会資料(平成27年10月14日)及び「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日)等より作成。

「給付付き税額控除」の国際比較②

(2012年1月現在)


カナダ			
制度名	就労所得手当 (Working Income Tax Benefit)	児童手当 (Canada Child Tax Benefit)	GSTクレジット (Goods and Services Tax Credit)
制度導入年	2007年	1993年	1991年
給付の仕組み	税額から控除 (控除しきれない額を給付)	全額給付 (税額から控除せず)	
導入の目的	就労・勤労意欲の向上	○子供の貧困の解決 ○子供を養育する家庭の負担軽減	低・中所得者世帯の付加価値税の負担軽減
対象者 (適用要件)	低所得勤労者	18歳未満の子供を養育する者	低・中所得者
社会保障制度 等との関係	公的扶助を受けていた貧困者が職について勤労所得を得た場合、公的扶助を受けられなくなって所得増が相殺されるために就労意欲が削がれる「貧困の罠」を回避するための制度として導入	旧児童手当は、州により制度が異なった上、生活保護の一部と位置付けられ生活保護から脱却すると児童手当の受給権も失うため就労意欲を阻害するという問題があり、子育て支援を連邦による全国一律の制度として組み直し	付加価値税であるGSTが導入された際に、生活必需品に係るGSTの負担を還付する目的で導入
執行機関	カナダ歳入庁		
納税者番号	社会保険番号		



注 政府税制調査会第13回専門家委員会資料(平成24年5月28日)、「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 678、2010年4月22日)、「給付付き税額控除に関する調査報告書」(平成23年9月、東京都主税局委託調査)、「カナダの連邦制度と社会保障」(池上岳彦、海外社会保障研究No.180、Autumn 2012)より作成。

(注) 上記グラフにおいては、勤労所得のみ有すると仮定。
 (備考) 邦貨換算レート: 1カナダドル(C\$) = 76円(裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)11月中の実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

「給付付き税額控除」の制度設計における具体的な論点

論点	具体的な課題、問題点等	方向性
政策目的の明確化 ・就労・勤労意欲の向上 ・低所得者に対する支援 ・子育て支援	○政策目的に応じた制度設計と具体的なしくみ ・対象者、適用要件 …個人又は世帯、家族構成、所得や資産の要件 ・控除(給付)額 …控除額の遡増、遡減、最大控除額の水準 ・相殺の範囲 …所得税、地方税、社会保険料 ・相殺と給付との関係 …相殺後に給付、全額給付 ・給付の時期、方法	○簡素かつ明確な適用要件と執行コストの低い制度設計
既存の社会保障制度や税制との整合 ・生活保護制度 ・児童手当等 ・配偶者控除、扶養控除等	○既存の社会保障制度の効果の検証 ○既存の社会保障制度や税制上の所得控除と、給付付き税額控除との役割分担の明確化	○正確な所得情報の把握と一元的管理
所得の正確な捕捉	○個人(世帯)単位で正確に所得を捕捉するしくみ ・所得税や住民税の課税最低限以下の者を含めた所得情報の把握 ・事業所得(自営・農家等)、資産所得(不動産収入等)及び金融所得(利子、配当、株式譲渡益等)を含めた所得の正確な把握及び一元的な管理 ・国、地方自治体の税務当局及び社会保障関係機関の間での情報連携 ・適用要件を世帯単位での合算所得とする場合には、各人の所得情報と世帯情報の連携	○国・地方自治体の税務当局と社会保障関係機関における情報連携
不正受給の防止	○客観的で容易に判断可能な適用要件 ○給付前に誤りをチェックする機能や、給付後の是正を確実に行うしくみ	 【前提として必要な事項】 ・法定資料の提出義務の拡大 ・社会保障・税番号制度の活用
執行機関と関係機関における情報共有のあり方	○適用要件の確認及び給付事務の実施主体 ・国税当局が行う場合は、所得税非納税者の所得情報を保有していないため、市町村から情報提供を受ける必要 ・市町村が行う場合であっても、生活保護、社会福祉、公営住宅、国民健康保険等の行政を通じた無・低所得者層の所得情報把握が課題	

注1 「諸外国の給付付き税額控除の概要」(鎌倉治子、国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER678、2010年4月22日)、「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」(栗原克文、税大ジャーナル18、2012年3月)、「少子高齢社会の社会保障と財政・税制」(宮島洋、東京都税制調査会報告、2010年4月23日)、「給付付き税額控除とその課題」(森信茂樹、2012年4月27日)等より作成。

2 「法定資料」とは、基本的には金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料をいう。

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等

1 団体区分別

区分	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する交付枚数率
全国	128,066,211	10,717,919	8.4%
特別区	9,205,712	926,543	10.1%
政令指定都市	27,333,950	2,478,623	9.1%
市(政令指定都市を除く)	80,281,895	6,499,599	8.1%
町村	11,244,654	813,154	7.2%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	168,448	28,725	17.1%
奈良県橿原市	124,113	19,109	15.4%
愛媛県西予市	40,426	5,809	14.4%
奈良県生駒市	120,944	16,564	13.7%
兵庫県芦屋市	96,748	12,849	13.3%
東京都日野市	182,765	24,264	13.3%
東京都港区	243,977	31,310	12.8%
神奈川県鎌倉市	176,900	22,066	12.5%
兵庫県加東市	39,974	4,935	12.3%
神奈川県逗子市	59,991	7,300	12.2%

【町村】

団体名	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	363	138	38.0%
大分県東国東郡姫島村	2,202	836	38.0%
茨城県猿島郡五霞町	8,960	2,495	27.8%
福島県大沼郡昭和村	1,347	344	25.5%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,530	386	25.2%
沖縄県島尻郡北大東村	590	120	20.3%
奈良県吉野郡上北山村	567	102	18.0%
福島県双葉郡富岡町	13,866	2,452	17.7%
福島県南会津郡檜枝岐村	588	103	17.5%
福島県田村郡三春町	17,738	2,994	16.9%

注 総務省ホームページより抜粋。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要

(2014年1月現在)

		番号の種類	適用業務	付番者(数) ^(注2)	人口(注5) (2012年現在)	付番維持管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号(9桁)	税務(一部)(注1)、 社会保険、年金等	非公表	6,324万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号(9桁)	税務、社会保険、 年金、選挙等	約4億5,370万人 (累計数)	3億1,391万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号(9桁)	税務、失業保険、 年金等	約4,188万人 (累計数)	3,488万人	雇用・社会開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号(10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	952万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号(10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	559万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号(13桁) ^(注3)	税務、社会保険、年金、 住民登録、選挙、兵役、 諸統計、教育等	全住民	5,035万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	フィンランド	住民登録番号(10桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	540万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960年代
	ノルウェー	住民登録番号(11桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	499万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する 法律	1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、車両登録等	全住民	531万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号(9桁)	税務、社会保険、年金、 住民登録等	全住民	1,673万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 ^(注6)
税務番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、 兵役、許認可等	約6,323万人	6,085万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者 の納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号(9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 ^(注4) (累計数)	2,268万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号(11桁)	税務	約8,100万人	8,193万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

注1 イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

注2 付番者数は、アメリカは2012年、ドイツは2008年、他の国は2007年の値。

注3 韓国では、個人情報保護法の改正により、2014年8月7日より、原則としてすべての公共機関及び民間事業者により法的根拠なく住民登録番号を収集する行為が禁止される。

注4 オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

注5 人口は“Monthly Bulletin of Statistics” (国際連合) による。

注6 オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

注7 財務省ホームページより抜粋。

※ フランスには、納税者番号制度はない。

平成26年度東京都税制調査会答申(マイナンバー制度に関する部分抜粋)

IV その他の検討事項

1 公平な徴収を担保する仕組み

(2) 番号制度

- ・ マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の実現を図ると同時に、情報化社会の基盤として、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を目指すものとされている。
- ・ 税の分野では、税務当局に提出する確定申告書、法定調書等に番号が記載され、申告書等との名寄せや突合の効率化により、所得把握の正確性の向上が期待される。特に、マイナンバー制度を活用し、税務当局が資産保有者を的確に把握することで、課税の適正化を一層推進することが期待できる。
- ・ また、現在、行政サービスに対する所得別負担額を判断する基準として個人住民税が用いられることが多い。現金収入が少なくても土地や住宅などの資産を持つ者の経済力が公平に測られるよう、マイナンバー制度を有効活用することが考えられる。
- ・ 地方自治体など公的機関の利用に限られた住民基本台帳ネットワークシステムとは異なり、マイナンバー制度では膨大な事業者が個人番号を取り扱うこととされている。事業者の情報に対する安全管理義務が規定されているが、個人情報漏洩や不正利用などへの懸念の声があることを踏まえ、制度全般に関して国民の理解が深まるような十分な説明と実効ある個人情報保護対策に細心の注意を払うことが不可欠である。
- ・ マイナンバー制度は住民に身近な地方自治体の業務と密接に関わっているため、地方自治体は多くの実務を実際に担うこととなると考えられる。さらに、法施行後1年を目途として、自宅のパソコンなどから行政機関が保有する自己情報などを確認できる仕組み(マイポータル^注)が設けられることとなっている。マイポータル^注を通じて、行政機関から住民へのお知らせ情報を表示するプッシュ型サービスの提供も予定されている。今後も国は、地方自治体と十分に協議し、その意見が反映されるようにすべきである。
- ・ 個人番号の利用範囲拡大については、法施行後3年を目途として検討するとされている。既に、マイナンバー制度の普及や積極活用を目指し、平成28年に交付される個人番号カードを、将来的には健康保険証や印鑑登録カードと一元化するための検討が進められている。しかし、民間企業による新たなビジネスやサービスへの利用拡大は、利便性が高まる分、他人に悪用されるリスクも高まるため、制限すべきである。
- ・ 諸外国で発生している成りすまし等による番号の不正利用に対する不安等の声があることを踏まえ、法施行後の運用状況の検証を十分に行い、広く国民的な議論の上で検討することが必要である。

注 平成26年度東京都税制調査会答申の時点では、情報提供等記録開示システムの仮称が「マイポータル」であったが、平成27年4月3日に当該システムの名称が「マイナポータル」となることが発表された。

2 控除制度の見直し（税額控除・給付付き税額控除）

〈参考資料〉

個人住民税と所得税の概要

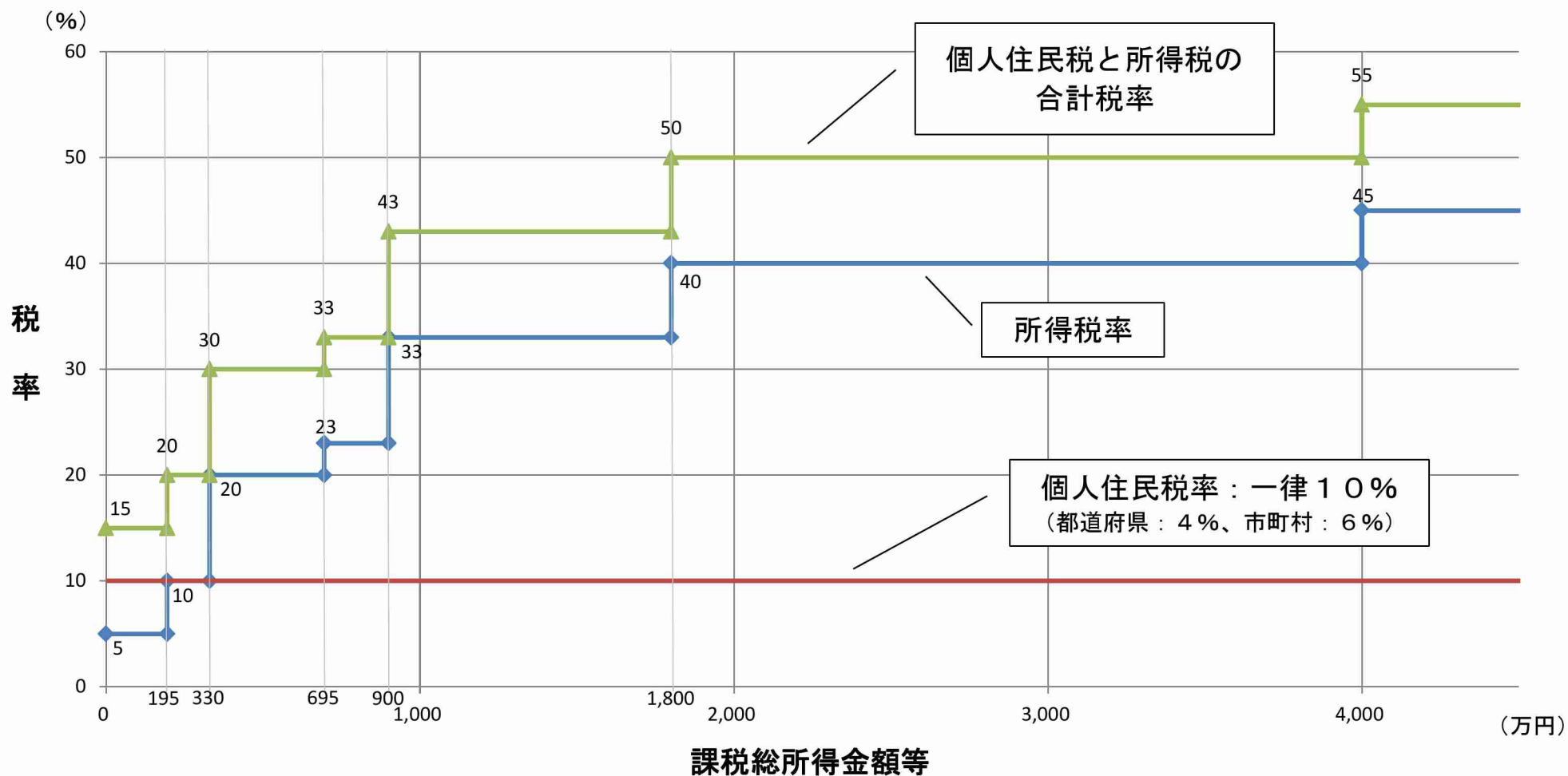
○均等割及び所得割

区分	個人住民税	所得税																																							
課税主体	賦課期日（1月1日）現在の住所地の区市町村及び都道府県	国																																							
納税義務者	①区市町村・都道府県内に住所を有する個人 （均等割・所得割） ②区市町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 （①に該当する者を除く）（均等割）	日本国内に住所又は居所を有する個人等																																							
課税方式	賦課課税方式（市町村が税額を計算、確定）	申告納税方式（納税者又は源泉徴収義務者の申告、年末調整により、税額を確定）																																							
課税標準	（所得割）前年中の所得金額	現年の所得金額																																							
税率	<p><総合課税分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">標準税率</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>4%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p><分離課税分> （例）課税長期譲渡所得金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率			都道府県	市町村	合計	一律	4%	6%	10%		都道府県	市町村	合計	一律	2%	3%	5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額等</th> <th>税率</th> <th rowspan="2">課税長期譲渡所得金額</th> <th rowspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> <td rowspan="8">一律</td> <td rowspan="8">15%</td> </tr> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率	195万円以下	5%	一律	15%	330万円以下	10%	695万円以下	20%	900万円以下	23%	1,800万円以下	33%	4,000万円以下	40%	4,000万円超	45%
			標準税率																																						
		都道府県	市町村	合計																																					
一律	4%	6%	10%																																						
	都道府県	市町村	合計																																						
	一律	2%	3%	5%																																					
課税総所得金額等	税率	課税長期譲渡所得金額	税率																																						
195万円以下	5%			一律	15%																																				
330万円以下	10%																																								
695万円以下	20%																																								
900万円以下	23%																																								
1,800万円以下	33%																																								
4,000万円以下	40%																																								
4,000万円超	45%																																								
均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率（年額）				都道府県	1,500円	市町村	3,500円																																
標準税率（年額）																																									
都道府県	1,500円																																								
市町村	3,500円																																								
所得控除	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除 33万円 ・配偶者控除 33万円 ・扶養控除 33万円 ・特定扶養控除 45万円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 38万円 ・" 38万円 ・" 38万円 ・" 63万円 等 																																							
課税最低限	夫婦子2人の給与所得者（子のうち一人が一般扶養控除、一人が特定扶養控除の対象） 270万円	325万円																																							
税額控除	（二重負担を調整する主旨のもの）																																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・配当控除 ・外国税額控除 ・配当割額控除 ・株式等譲渡所得割額控除 ・配当控除 ・外国税額控除 <p style="text-align: center;">（税源移譲に伴う調整）</p>																																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・調整控除 ・住宅借入金等特別控除 <p style="text-align: center;">（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除 ・寄附金税額控除 																																								
税収	12兆4,908億円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除 ・試験研究を行った場合の特別控除 等 																																							
〔平成27年度 決算額〕	〔均等割:3,271億円、所得割:11兆6,899億円、利子割:954億円〕 〔配当割:1,898億円、株式等譲渡所得割:1,887億円〕	17兆8,071億円																																							

注1 総務省ホームページ「個人住民税の概要」をもとに作成。

2 復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年1,000円（都道府県分500円、市町村分500円）引き上げている。

個人住民税（所得割）、所得税の税率構造



注 総務省ホームページ「個人住民税の概要」をもとに作成。

所得控除の概要

種類	創設年		控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税	所得税	個人住民税				
基礎的な 人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	昭和37年度 (1962年度)	38万円	33万円	本人		
	配偶者控除					生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者を有する者 本人の合計所得金額に応じて控除額が段階的に縮小し、合計所得金額が1,000万円超の場合は適用外 ^{注4}		
		一般の控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	昭和41年度 (1966年度)	最高38万円	最高33万円	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
		老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	昭和56年度 (1981年度)	最高48万円	最高38万円	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	昭和63年度 (1988年度)	最高38万円	最高33万円	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円超123万円以下である配偶者を有し、本人の年間所得が1,000万円以下である者 本人の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小 ^{注4}		
	扶養控除					生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等を有する者		
		一般の扶養親族	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	38万円	33万円	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
		特定扶養親族	平成元年 (1989年)	平成2年度 (1990年度)	63万円	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
老人扶養親族		昭和47年 (1972年)	昭和48年度 (1973年度)	48万円	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	同居老親等加算あり	
特別な 人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	27万円	26万円	① 障害者である者 ② 障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者		
		(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	昭和43年度 (1968年度)	40万円	30万円	① 特別障害者である者 ② 特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族を有する者	
		(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	平成24年度 (2012年度)	75万円	53万円	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	27万円	26万円	① 夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ② 夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり	
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	昭和57年度 (1982年度)	27万円	26万円	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有し、かつ、年間所得が500万円以下である者		
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	27万円	26万円	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者		
その他 控除	雑損控除	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失額+災害関連支出額) - 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出額 - 5万円		① 住宅家財等について災害、盗難、横領による損失を生じた場合 ② 災害関連支出額がある場合		
	医療費控除	昭和25年 (1950年)	昭和37年度 (1962年度)	(支払った医療費) - (年間所得金額) × 5% ※10万円超の際は10万円		納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費を支払った場合	控除限度額は200万円	
	社会保険料控除	昭和27年 (1952年)	昭和37年度 (1962年度)	支払った社会保険料の額		社会保険料を支払った場合		
	小規模企業共済等掛金控除	昭和42年 (1967年)	昭和43年度 (1968年度)	支払った掛金の額		小規模企業共済掛金等を支払った場合		
	生命保険料控除	昭和26年 (1951年)	昭和37年度 (1962年度)	最高各4万円 ^{注3}	最高各2.8万円 ^{注3}	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合	所得税の合計適用限度額は12万円 個人住民税の合計適用限度額は7万円	
	地震保険料控除	平成19年 (2007年)	平成20年度 (2008年度)	最高5万円	最高2.5万円	地震保険料を支払った場合		
	寄附金控除	昭和37年 (1962年)	平成2年度 (1990年度)	次のいずれか低い方の金額 (①特定寄附金の合計) - 2千円 (②年間所得金額 × 40%)		税額控除あり 特定寄附金を支出した場合	所得税については、寄附金のうち一定のものについて税額控除と選択可能	

注1 財務省ホームページ資料等をもとに作成。

注2 本表の所得控除については、配偶者控除及び配偶者特別控除を除き、所得税は平成28年8月末現在のものであり、個人住民税については平成28年度分に適用されるものである。

注3 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除額である。

注4 平成29年度税制改正大綱(平成28年12月22日閣議決定)を反映。所得税については平成30年度分以後適用、個人住民税については平成31年度分以後適用。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成29年度税制改正）

○配偶者の年収上限引上げ及び世帯主の年収上限

- ・ 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。
- ・ 給与収入1,120万円超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が通減・消失する仕組みを設ける。
- ・ 改正は、平成30年分以後の所得税及び平成31年度分以後の個人住民税について適用する。
なお、平成31年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

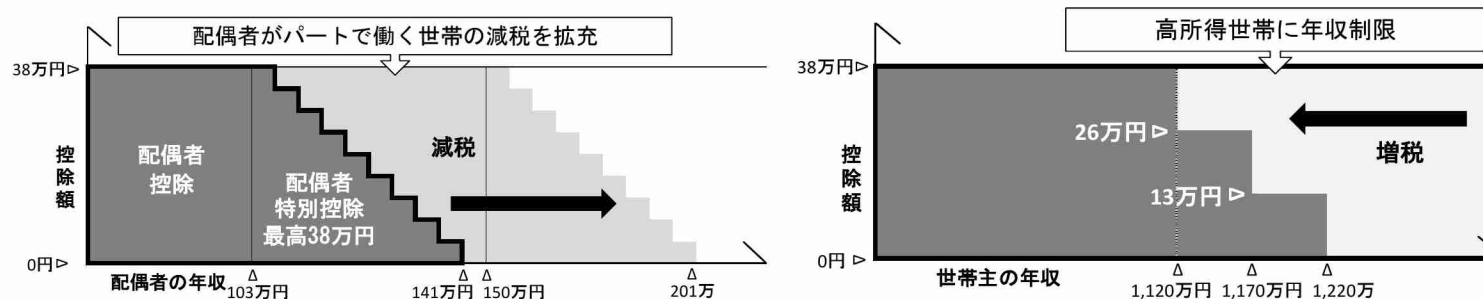
○改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額※夫がサラリーマン、妻がパート勤務を想定

所得税控除額 (万円)	妻の年収											なし
	配偶者控除	配偶者特別控除										
		0～ 103万円以下	103万円超～ 150万円以下	150万円超～ 155万円以下	155万円超～ 160万円以下	160万円超～ 167万円以下	167万円超～ 175万円以下	175万円超～ 183万円以下	183万円超～ 190万円以下	190万円超～ 197万円以下	197万円超～ 201万円以下	
夫の年収 1120万円以下	38 (48)	38	36	31	26	21	16	11	6	3		
1120万円超～ 1170万円以下	26 (32)	26	24	21	18	14	11	8	4	2		
1170万円超～ 1220万円以下	13 (16)	13	12	11	9	7	6	4	2	1		
1220万円超～		なし										

個人住民税控除額 (万円)	妻の年収											なし
	配偶者控除	配偶者特別控除										
		0～ 103万円以下	103万円超～ 155万円以下	155万円超～ 160万円以下	160万円超～ 167万円以下	167万円超～ 175万円以下	175万円超～ 183万円以下	183万円超～ 190万円以下	190万円超～ 197万円以下	197万円超～ 201万円以下	201万円超～	
夫の年収 1120万円以下	33 (38)	33	31	26	21	16	11	6	3			
1120万円超～ 1170万円以下	22 (26)	22	21	18	14	11	8	4	2			
1170万円超～ 1220万円以下	11 (13)	11		9	7	6	4	2	1			
1220万円超～		なし										

※（ ）内の数字は、
老人控除対象配偶者の
場合

○改正に伴う増減税のイメージ（所得税）



マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバー(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード(マイナンバーカード)

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- マイナンバーの取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

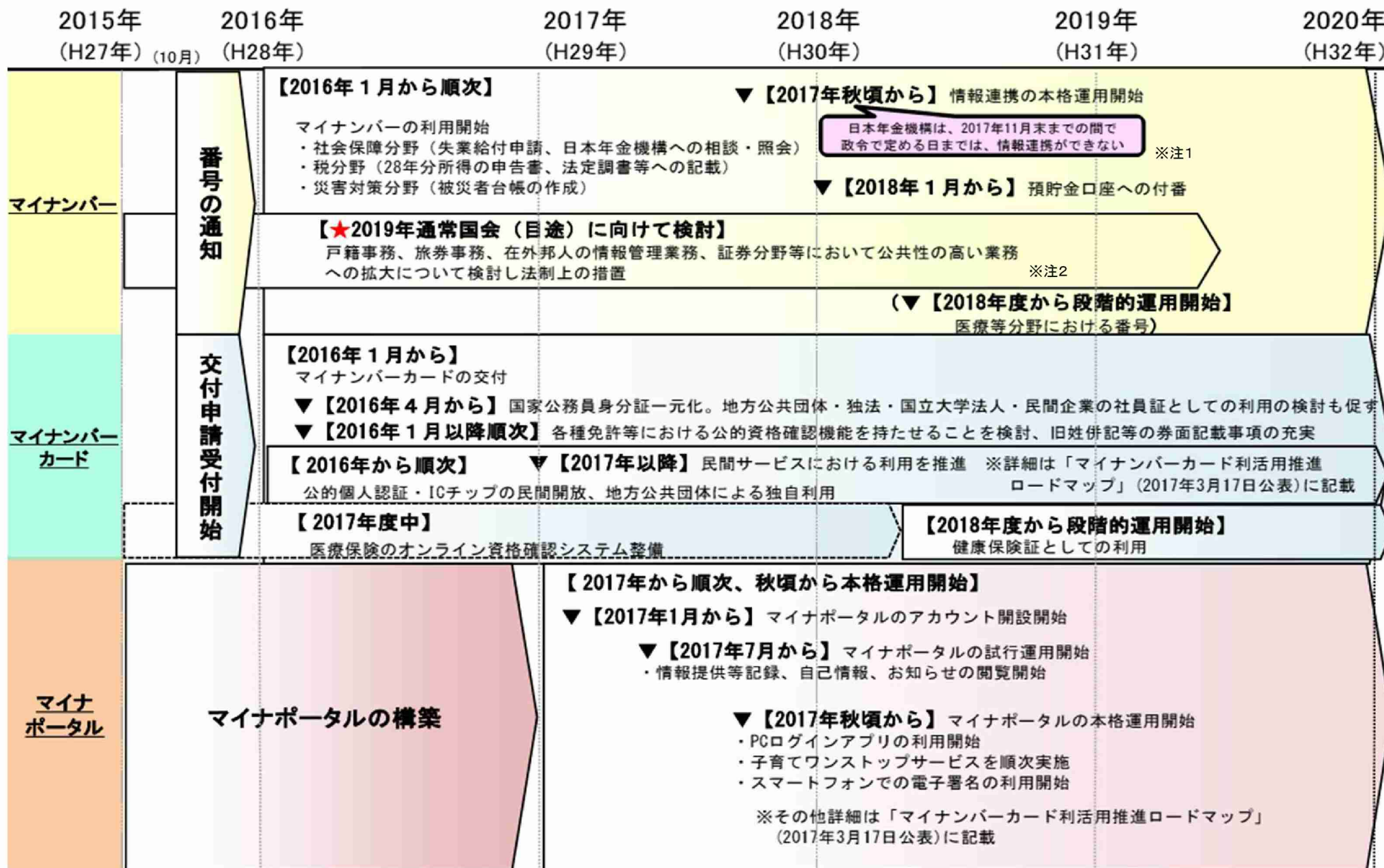
マイナンバーの利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって**条例**で定める事務に利用(番号法(※)第9条第2項)。

(※) 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)



注1 平成27年9月の法改正によるもの。

注2 マイナンバー法の改正が必要なもの。

注3 内閣府ホームページ「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」資料より抜粋。